

船舶インシデント調査報告書

平成24年3月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成23年8月3日 11時00分ごろ
発生場所	東京都小笠原村南鳥島南西方沖156海里付近 （概位 北緯22°22′ 東経152°38′）
インシデント調査の経過	平成23年10月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二 ^{ゆうじん} 勇仁丸、19トン KO2-7010（漁船登録番号）、株式会社馬詰造船所 18.53m（Lr）×4.50m×2.04m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成14年4月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年3月16日 免許証交付日 平成19年3月16日 （平成24年3月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機燃料噴射ポンプ、燃料供給ポンプ等が発錆により使用不能
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、平成23年7月26日和歌山県那智勝浦町那智勝浦港を出港し、南鳥島南西方沖の漁場でまぐろはえ縄漁の操業を開始した。 本船は、漁場を移動するために南鳥島南西方沖を南進中、8月3日11時00分ごろ主機の音に変化が生じて主機が停止した。 船長は、船舶所有者及び修理会社に連絡して状況を説明し、その指示に従って主機潤滑油を取り替え、燃料フィルターを交換して主機の運転を試みたところ、主機は始動するものの、クラッチを入れると停止する現象を繰り返したので、僚船に救援を要請した。 本船は、来援した僚船により、高知県須崎市須崎港外へえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2～3、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、船体のほぼ中央に操舵室が配置され、その下方が機関室になっており、フォアピークタンクの後方に左舷及び右舷1番燃料タンクが配置されていた。 本インシデント時に使用中の左舷1番燃料タンクの空気抜き管は、船首楼甲板左舷側に取り付けられており、逆U字型をしていて管端部に蓋など

	<p>の海水流入防止のための装置がなかった。</p> <p>本船の燃料油は、各燃料タンクから燃料移送ポンプで燃料サービスタンクに送られ、同タンクから一次燃料こし器及び二次燃料こし器を経て主機に送られるようになっていた。</p> <p>本船は、荒天時には船首から波をかぶり、空気抜き管に波しぶきが当たっていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理会社により点検が行われた結果、主機の2番及び3番シリンダの燃料高圧管内に海水があり、左舷1番燃料タンクの液面が上昇しているのが確認され、多量の水分の混入が認められ、主機燃料噴射ポンプ、燃料供給ポンプ等の内部に錆が発生していた。</p> <p>船舶所有者は、本インシデントの約1年前に本船を購入した。</p> <p>小型漁船安全規則では、燃料タンクに設ける空気抜き管は波浪の浸入のおそれのないように装置することとされている。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、南鳥島南西方沖を漁場に向けて南進中、主機の燃料供給が阻害されたことから、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船首から波をかぶった際、左舷1番燃料タンクに空気抜き管から海水が流入したものと考えられる。</p> <p>本船は、主機の2番及び3番シリンダの燃料高圧管に海水があったことから、左舷1番燃料タンクに流入した海水が燃料系統配管に入り、燃料供給が阻害されたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	なし	船体・機関等の関与	あり	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、南鳥島南西方沖を漁場に向けて南進中、主機の燃料供給が阻害されたことから、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船首から波をかぶった際、左舷1番燃料タンクに空気抜き管から海水が流入したものと考えられる。</p> <p>本船は、主機の2番及び3番シリンダの燃料高圧管に海水があったことから、左舷1番燃料タンクに流入した海水が燃料系統配管に入り、燃料供給が阻害されたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	なし								
船体・機関等の関与	あり								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、南鳥島南西方沖を漁場に向けて南進中、主機の燃料供給が阻害されたことから、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船首から波をかぶった際、左舷1番燃料タンクに空気抜き管から海水が流入したものと考えられる。</p> <p>本船は、主機の2番及び3番シリンダの燃料高圧管に海水があったことから、左舷1番燃料タンクに流入した海水が燃料系統配管に入り、燃料供給が阻害されたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本インシデントは、本船が、南鳥島南西方沖を漁場に向けて南進中、主機の燃料供給が阻害されたため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>本インシデント後、船舶所有者は、次の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左舷1番燃料タンクの空気抜き管の高さを高くするとともに、同管端部に蓋を取り付けた。 ・主機燃料管系統の一次こし器を油水分離機能が付いた大容量の燃料油こし器に取り替えた。 								